

広島市告示(佐伯区)第 20 号

令和 7 年 3 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)

第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和7年3月5日

に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により

告示します。

広島市長 松 井 一 實

